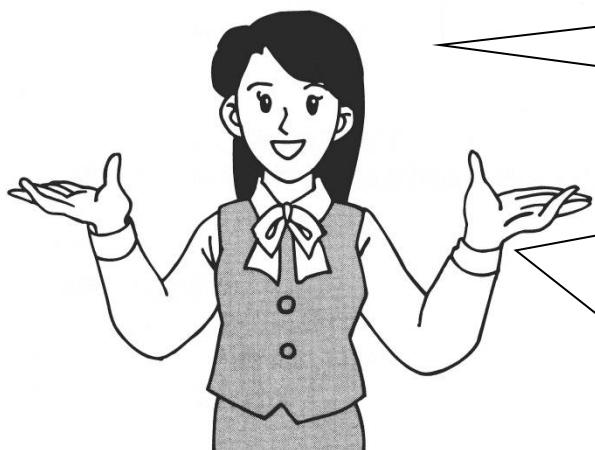


# 令和 2 年度 償却資産申告の手引



(固定資産の申告)  
地方税法第 383 条

償却資産の申告には、申告書 1 部と種類別明細書を忘れずにご持参ください

## eL T A X (電子申告) について

(社) 地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルシステム (eL T A X : エルタックス) を利用し、インターネットによる償却資産の申告ができます。詳しくは、地方税ポータルシステムホームページ (<http://www.eltax.jp>) をご覧ください。(問合せ先: 0 5 7 0 - 0 8 1 4 5 9)

固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者 (第 389 条第 1 項の規定によって道府県知事若しくは総務大臣が評価すべき償却資産又は第 742 条第 1 項若しくは第 3 項の規定によって道府県知事が指定した償却資産の所有者を除く。) は、総務省令の定めるところによって、毎年 1 月 1 日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を 1 月 31 日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

## 申告期限

令和 2 年 1 月 31 日(金)  
(申告期限を厳守されるようお願いします)

## 申告方法

◇新規の方…対象となるすべての資産を申告  
◆継続の方…増減の異動・修正等を申告  
資産の異動が無い方や資産の無い方も申告してください

## 申告書の提出および問合せ先



大野市役所 1 階⑤番窓口  
企画総務部 税務課 資産税グループ  
〒912-8666 福井県大野市天神町1番1号  
TEL 0779-66-1111 内線 1305~1308

# 償却資産の申告制度

## 1 申告しなければならない方

令和2年1月1日現在で、大野市内に事業用の償却資産を所有している法人および個人の方や、これらの償却資産を他の事業者に事業用として貸し付けている方は、資産の多少にかかわらず申告が必要です。

## 2 申告期限

- (1) 法定期限は令和2年1月31日(金)ですが、事務処理の都合上、令和2年1月24日(金)ごろまでに申告していただくようご協力をお願いします。
- (2) 公認会計士・税理士事務所を通じて提出される場合は、早めに依頼してください。

## 3 提出書類

令和2年度償却資産申告書(提出用)および種類別明細書

※ 法人の場合は、法人税申告書の別表16(2)の写し(直近に提出されたもの)を必ず提出してください。提出が無い場合は再度調査を行うことがあります。

## 4 注意事項

- (1) 自社のコンピュータ等を利用して申告書を作成される場合は、あらかじめ連絡してください。
- (2) 用紙が不足する場合は、その用紙の種類と枚数を連絡してください。
- (3) 申告書(提出用)とは別に(控用)をお持ちいただければ、受付印を押印の上お返しします。
- (4) 以前に取得した資産が申告されていなかった場合、申告書を修正の上、再提出していただくことがあります。新しく資産を取得された場合は、必ず申告してください。
- (5) 正当な理由がなく申告されなかった場合、または虚偽の申告をされた場合には、地方税法等の規定により不足税額および延滞金を徴収の上、罰金過料等を科せられることがありますのでご注意ください。
- (6) 申告書には個人番号や法人番号の記入が必要となっています。  
申告の際には、記入漏れや記入誤りにご注意ください。
- (7) 課税免除や課税標準の特例を受ける場合、添付書類が必要な場合があります。

## 5 実地調査等のお願い

申告内容の確認のため地方税法第408条の規定に基づき、次のような実地調査等を行うことがあります。その際は、帳簿(国税申告書添付書類等)の提出、担当者の立ち会い等にご協力をお願いします。

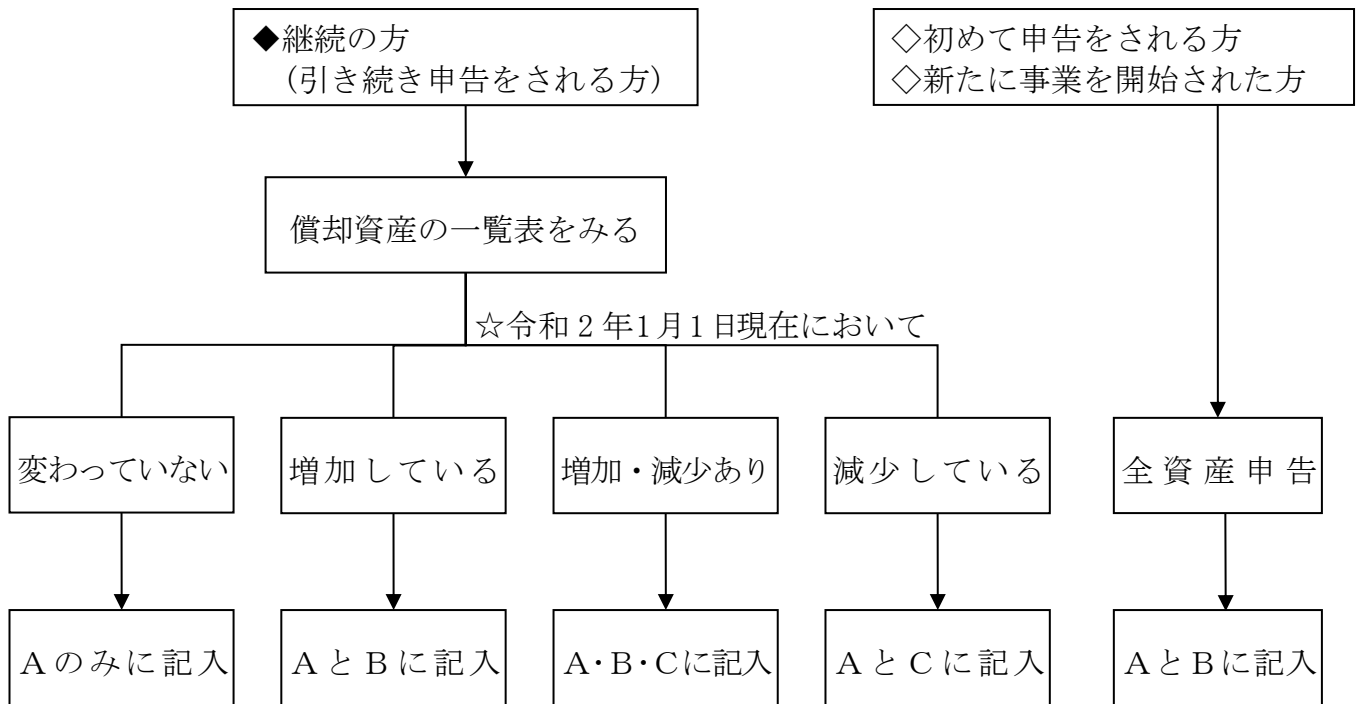
- (1) 郵送による帳簿等(写)の提出依頼
- (2) 担当税理士・公認会計士事務所における帳簿等調査
- (3) 本社(事業所)における帳簿等調査
- (4) 資産の所在地における実地調査

## 6 家屋の附帯設備

平成16年4月1日以降に取得した資産のうち、家屋所有者以外の方がその事業の用に供するため取り付けした附帯設備については、分離課税申告書を提出していただくことで、当該設備を取り付けた方を所有者とみなし、償却資産として課税することができます。詳しくは税務課資産税グループまでお問合せください。

# 申告の方法

## 1 申告の流れ



<b>A</b> <b>償却資産申告書</b> (償却資産課税台帳)
この用紙は、必ず押印の上、提出してください。 資産の異動が無い場合や該当する資産が無い場合、解散・廃業・休業等をされた場合でも申告が必要です。 該当する資産が無い場合は、法人は決算書の写し、個人は所得税申告書の写し(減価償却費の計算書)を提出してください。

<b>B</b> <b>種類別明細書</b> ◇増加資産用 ◇全資産用
前年中(平成31年1月2日から令和2年1月1日まで)に取得(増加)した資産および別添の資産一覧表に記載漏れの資産をすべて記入してください。 なお、全資産申告をされる方は、大野市内において令和2年1月1日現在所有するすべての資産を記入してください。

<b>C</b> <b>種類別明細書</b> ◇一覧表
前年中(平成31年1月2日から令和2年1月1日まで)に減少した資産をすべて記入してください。(減少資産は朱線で抹消の上、適用欄に減少理由を朱書) 前年度資産一覧表に掲載されている資産で、変更または誤りがある場合は修正してください。

## 2 申告書の書き方 (別紙記入例参照)

### (1) 償却資産申告書…… 記入例A

- ① ※印欄については、記入の必要がありません。
- ② 記載内容に変更または誤りのある場合は、訂正して記入してください。
- ③ 資産の異動が無い場合や該当資産が無い場合、または解散・廃業・移転・名称変更等をされた場合でも、必ずその旨を記入の上、押印して提出してください。

(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）……記入例B

「減価残存率」・「価額」・「課税標準の特例」・「課税標準額」の各欄については、記入の必要はありません。

① 取得(増加)した資産の記入の場合

前年中(平成31年1月2日～令和2年1月1日)に、取得(増加)した資産および記載漏れの資産について記入してください。

(3) 種類別明細書（一覧表）……記入例C

① 減少した資産の記入の場合

前年中(平成31年1月2日～令和2年1月1日)に、廃棄・売却・移管等で減少した資産について、該当資産欄に「(例)R元.10 廃棄」等と事由を記入してください。

② 変更等による修正および一部減少の場合

記載されている資産で、名称・取得年月日・耐用年数・保有数等内容に変更または誤りがある場合は、当該箇所を修正して記入(朱書き)してください。

### 3 課税の対象となり申告義務のある償却資産

- (1) 耐用年数が1年以上で、取得価額または製作価額が20万円以上の資産
- (2) 取得価額または製作価額が20万円未満であっても、**減価償却資産として計上している資産**
- (3) 企業会計上、**簿外資産**として取り扱われている資産であっても、1月1日現在事業の用に供することができる状態にある資産
- (4) 企業会計上、**建設仮勘定**で経理されている資産で、その一部または全部を1月1日現在、事業の用に供している資産
- (5) 耐用年数を経過し法定の**減価償却が終わっていても、事業の用に供している資産**
- (6) 資産の所有者が、他に貸し付けて、事業のために用いられている資産
- (7) 割賦金の完済していない割賦買入資産で、既に事業の用に供している資産
- (8) 赤字決算等のため減価償却を行っていない資産で、本来減価償却が可能な資産
- (9) **遊休または未稼働資産**で、1月1日現在、事業の用に供することができる状態にある資産
- (10) 清算中の法人で、自ら清算事務に供している資産および他の事業者にも事業用として貸し付けている資産
- (11) 社宅、宿舍用の資産
- (12) 道路運送車両法上の**大型特殊自動車**(ナンバープレートが0・00・9・99等で自動車税または軽自動車税の対象外のもの)
- (13) **農耕用トラクター等の農機具および農耕用の車両と車両用パーツ**で、ナンバープレートの付いていない(自動車税または軽自動車税の課税対象でない)もの
- (14) 資産の価値を増加させる**改良費の支出**は、新たに別個の資産の取得とみなし、本体部分と区分(**区分評価方式**)し、記入してください。
- (15) その他、上記以外で税務会計上減価償却の対象としている資産(家屋、無形減価償却資産等を除く)

### 4 注意事項

固定資産税(償却資産)については、圧縮記帳の適用が認められておりません。

圧縮前の取得価格で申請するよう注意してください。

# 課税のしくみ

償却資産は、次のように計算し課税されます。

- 平成 31(令和元)年中に取得した資産  $\frac{\text{取得価額} \times \text{減価残存率(A)}}{\text{(評価額)}} \times \text{税率} = \text{税額}$
- 平成 30 年以前に取得した資産  $\text{前年度評価額} \times \text{減価残存率(B)} \times \text{税率} = \text{税額}$   
 (ア) 減価残存率(A)および(B)は、下記の減価残存率表の耐用年数に応ずる(A)欄および(B)欄の減価残存率をいいます。  
 (イ) **税率は 1000 分の 14(1.4%)です。**

◆ 令和 2 年度評価額計算例

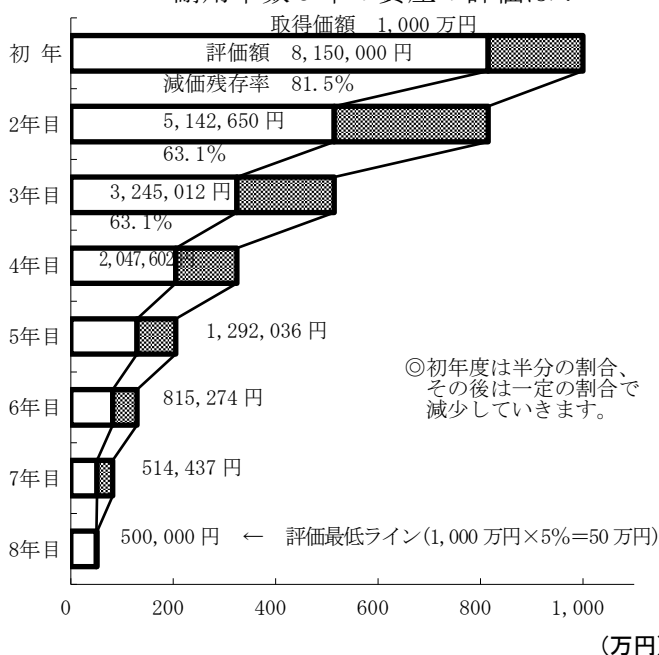
1 平成 31(令和元)年中に取得した資産	2 平成 30 年以前に取得した資産
取得時期 令和元年 6 月 取得価額 1,000,000 円 耐用年数 10 年 (減価残存率(A)0.897)	取得時期 平成 30 年 9 月 取得価額 1,000,000 円 耐用年数 10 年 (減価残存率(A)0.897(B)0.794)
令和 2 年度評価額 1,000,000 円 $\times$ 0.897 (A) = 897,000 円	令和 2 年度評価額 1,000,000 円 $\times$ 0.897 (A) $\times$ 0.794 (B) = 712,218 円
税額 $\cdots$ 897,000 円 $\times$ 1.4% = 12,558 円	税額 $\cdots$ 712,218 円 $\times$ 1.4% = 9,971 円

- ※ 平成 31(令和元)年中に取得した償却資産は、取得月にかかわらず一律に半年償却となります。
- 取得価額とは、償却資産を取得するためにその取得時において、通常支出すべき金額(運賃、据付費、保険料その他該当資産をその用途に供するため直接要した費用の額を含む)をいいます。
- 評価の最低限度額は、取得価額の 100 分の 5(5%)に相当する額となります。
- 全資産の課税標準額の合計額が 150 万円に満たない場合は免税となりますが、申告は必要です。

減価残存率表

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中(A)取得のもの	前年前(B)取得のもの		前年中(A)取得のもの	前年前(B)取得のもの
2	0.658	0.316	14	0.924	0.848
3	0.732	0.464	15	0.929	0.858
4	0.781	0.562	16	0.933	0.866
5	0.815	0.631	17	0.936	0.873
6	0.840	0.681	18	0.940	0.880
7	0.860	0.720	19	0.943	0.886
8	0.875	0.750	20	0.945	0.891
9	0.887	0.774	25	0.956	0.912
10	0.897	0.794	30	0.963	0.926
11	0.905	0.811	40	0.972	0.944
12	0.912	0.825	50	0.977	0.955
13	0.919	0.838	60	0.981	0.962

一初年度に 1,000 万円で取得した耐用年数 5 年の資産の評価は？一



## 償却資産に関する法令等

- 固定資産税評価：固定資産評価基準・・・地方税法第 388 条第 1 項
- 固定資産とは・・・同法第 341 条第 1 項
- 償却資産とは・・・同法第 341 条第 4 項
- 償却資産の納税義務者・・・同法第 343 条第 1 項、第 3 項
- ただし、所有権割賦留保付割賦販売は買主(賃借人) 同法第 342 条第 3 項
- 納税者への質問等・・・同法第 403 条第 2 項

# 償却資産のあらまし

## 1 固定資産税における償却資産

令和2年年1月1日現在、大野市内において事業の用に供することができる資産(土地・家屋および鉱業権・営業権・特許権その他の無形減価償却資産を除く)で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要経費に算入されるべき性格の有形固定資産が対象となります。

ただし、自動車税の課税客体である自動車並びに軽自動車税の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車は除かれます。

例えば、次のようなものが対象となります。

資産の種類	細目
1 構 築 物 (建物付属設備を含む)	橋・軌道・貯水池・煙突・水槽・塗装路面・打込井戸・門・堀・広告塔 ・庭園・その他土地に定着した土木設備等 建物付属設備(屋外の給排水設備、簡易間仕切り等建物から独立した諸設備)
2 機 械 お よ び 装 置	電気機械・化学機械・土木機械・建設機械・繊維機械・印刷機械・医療用機械 ・工作木工機械・運搬・昇降機械・冷暖房用付属機械・ガソリンスタンド設備 ・その他物品の製造・加工、修理等に使用する機械および装置
3 船 舶	一般船舶等
4 航 空 機	一般航空機等
5 車 両 お よ び 運 搬 具	自転車・荷車・リヤカー・構内運搬車・フォークリフト・スキーリフト ・キャタピラーを有する自動車・パワーショベル ・タイヤローラー等の大型特殊自動車等(自動車税または軽自動車税が課せられるものを除く)
6 工 具 、 器 具 お よ び 備 品	机・椅子・ロッカー・金庫・タイプライター・計算機・レジスター・放送設備 ・応接セット・テレビ・マネキン人形・陳列ケース・ネオン その他測定工具、取付工具、切削工具、雑工具等の工具器具、什器および備品

## 2 固定資産税(償却資産)について

区 分	説 明									
納 税 義 務 者	令和2年1月1日現在における償却資産の所有者です。									
課税台帳の閲覧	申告および調査に基づいて、価額等を決定して固定資産課税台帳に登録します。 当市税務課資産税グループにおいて、所有者、納税管理人および代理人等に対し閲覧に供します。 ※ 身分証明書や委任状をご持参ください。									
評 価 額 の 算 出	一般の資産は、 <b>定率法</b> により計算します。なお、前年中の新規取得資産は、 <b>半年償却</b> によります。									
決 定 価 額	<u>評価額をもって決定価額とします。</u>									
税 額	償却資産課税台帳の登録価額(課税標準額)に税率の1.4%を乗じた額です。 <table border="1"><tr><td colspan="3">計 算 例</td></tr><tr><td>(課税標準額)</td><td>(税率)</td><td>(税 額)</td></tr><tr><td>2,000,000 円</td><td>× 1.4%</td><td>= 28,000 円</td></tr></table>	計 算 例			(課税標準額)	(税率)	(税 額)	2,000,000 円	× 1.4%	= 28,000 円
計 算 例										
(課税標準額)	(税率)	(税 額)								
2,000,000 円	× 1.4%	= 28,000 円								
免 税 点	償却資産の課税標準となるべき額(全資産の合計額)が150万円未満の場合は、課税されません。 <b>(免税点未満と判断される場合も申告してください。)</b>									
納 期	1期:4月、2期:7月、3期:12月、4期:2月の4回に分けて土地、家屋と合算して納税していただきます。									

# 償却資産の特例等

## 1 過疎地域における課税免除について

平成 29 年 4 月から、大野市全域が過疎地域に指定されました。農林水産物販売業、製造業、旅館業の青色申告業者で、償却資産と家屋の取得額が 2,700 万円以上の場合、取得した資産の課税が 3 年間免除されます。

免除認定には、申請書の提出が別途必要です。

## 2 非課税及び課税標準の特例について

地方税法第 348 条に定める資産については、非課税の措置が講じられており固定資産税が課税されません。

また地方税法第 349 条の 3 及び本法附則第 15 条に定める資産については、課税標準額の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

該当資産をお持ちの方は、「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の摘要欄に適用条項を記入し、「該当資産であることを証する添付書類」とともに申告してください。

なお、非課税及び特例が認められる資産については、それぞれ法令で細かく決められており、地方税法の改正により内容が変更されることがありますので、詳しい内容については税務課資産税グループまでお問い合わせください。

課税標準の特例が適用される資産を一部抜粋したのが下表です。（令和元年 10 月現在）

適用条項	設備の種類	適用期間	特例率 (課税率)	取得時期	
地方税法 附則第 15 条	第 2 項 第 1 号	【公共の危害防止設備】 汚水又は廃液処理施設	期限なし	1/3	H26. 4. 1 ～ R2. 3. 31
	第 2 項 第 2 号	【公共の危害防止設備】 大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設	期限なし	1/2	H26. 4. 1 ～ R2. 3. 31
	第 2 項 第 6 号	【公共の危害防止設備】 下水道除害施設	期限なし	3/4	H26. 4. 1 ～ R2. 3. 31
	第 43 項	【経営力向上計画に基づく税制優遇設備】 中小事業者等が取得した一定の機械及び装置、工具、器具・備品並びに建物付属設備の一部	取得後 3 年間	1/2	H28. 7. 1 ～ H31. 3. 31
	第 47 項	【先端設備等導入計画に基づく税制優遇設備】 中小事業者等が取得した一定の機械及び装置、工具、器具・備品並びに建物付属設備の一部	取得後 3 年間	0	H30. 6. 6 ～ R3. 3. 31





適用条項		設備の種類	適用期間	特例率 (課税率)	取得時期
	第2項 第1号	【公共の危害防止設備】 汚水又は廃液処理施設	期限なし	1/3	H26.4.1 ～ H32.3.31
	第2項 第2号	【公共の危害防止設備】 大気汚染防止法の指定物 質排出抑制施設	期限なし	1/2	H28.4.1 ～ H32.3.31
	第2項 第6号	【公共の危害防止設備】 下水道除害施設	期限なし	3/4	H26.4.1 ～ H32.3.31
	第32項	【再生可能エネルギー発 電設備】 水力発電設備 5,000kw未満  地熱発電設備 1,000kw以上  バイオマス発電設備 10,000kw未満	取得後3年間	1/2	H28.4.1 ～ H32.3.31
地方税 法 附則第 15条	第43項	【経営力向上計画に基づ く税制優遇設備】 中小事業者等が取得した 一定の機械及び装置、工 具、器具・備品並びに建 物付属設備の一部	取得後3年間	1/2	H28.7.1 ～ H31.3.31
	第47項	【先端設備等導入計画に 基づく税制優遇設備】 中小事業者等が取得した 一定の機械及び装置、工 具、器具・備品並びに建 物付属設備の一部	取得後3年間	0	H30.4.1 ～ H33.3.31